国民年金保険料の納付が困難なときは 猶予制度

を利用してください

付

開始します 7月から今年度分の受付を

難な人で要件を満たす場合は 業などの人)で、収入の減少 や失業等で保険料の納付が困 金などに加入していない自営 免除制度」や「納付猶予制度 20歳以上60歳未満で厚生年

ださい。 保険料を未納のままにして 手続きをしてく

納付が猶予されます。

付に猶予が必要な人は、申請

保険料の納付が困難で、

して認められると、保険料の

申請免除制度

▽ 対象 の納付が免除されます。 申請して認められると保険料 主の所得が一定以下の人 本人・配偶者・世帯

映されます。

持ち物

マイナンバーまた

④ 4 分の 1 免除 (4 分の 3 ③半額免除(半額納付)

※全額免除以外の人は、

された保険料を納付しない

その期間の免除は無効

未納と同じ)になります。

が利用できます。 国民年金第1号被保険者

りますので、 年金が受けられないことがあ きに障害基礎年金や遺族基礎 害を負ったときや死亡したと おくと、不慮の事故などで障

受け取るために必要な期間で 老後やもしものときの年金を

ある受給資格期間や金額に反

保険料の納付が困難な人は ∇

方で本人、

配偶者の所得が

定以下

る申請の場合は、

雇用保険

被保険者離職票または雇用

のなど(失業等の理由によ は基礎年金番号が分かるも

対象 20歳以上50歳未満の

② 4 分の 3 免除 (4 分の ①全額免除(納付なし) ▽免除の種類 1 納

局市民福祉課に申請書を提出

民課市民係または各振興

証などの写しを

保険受給資格者

してください。

納付猶予が認められた期間は、 免除・

納付猶予制度

《納付・免除・納付猶予と未納の算入の違い》				
年金の種類	納付状況	申請免除 (全額·一部)	納付 猶予	未納
老齢	受給資格期間への算入	○(注1)	0	×
基礎年金	年金額への反映	○(注1·2)	×	×
障害・遺族 基礎年金	受給資格期間への算入	○(注1)	0	×
(注1) が名吟は - かはは「吟楽」と如はして、ファレぶり再本よ				

(注1)一部免除は、一部納付保険料を納付していることが必要です。 (注2)全額・一部免除を受けた期間は定額納付と比べて老齢基礎年金額は 減額されます。

▽受付時間 (通常)

▽時間延長日 平日(月曜日~金曜日) 前8時30分~午後5時15分 午

続きにより、

7月10日(土)午前9時 7月5日(月)・12日(月)・ 午後4時

時30分~午後7時 20日(火)・26日(月)午前 マイナンバーまた 8

免除承認期間

30日(1年間 7月1日~2022年6月

▽その他

許証など

の、本人確認できる運転免 は基礎年金番号の分かるも

年金番号の分かるものの他

に委任状と代理者の本人確

対象者の年金手帳など基礎

その他

○免除の判定は所得で審査さ てください。 れますので、所得申告をし

(問合せ)

豊岡年

金

22 | 0 | 9 | 4 | 8

○申請月の2年1カ月前 期間のある方は早めに申請 とが経済的に困難で、未納 業など保険料を納付するこ をすることができます。 分にさかのぼって免除申請 の月 失

《問合せ》市民課☎21-90 してください。 15 または各振興局市民

> 納付が困難になった場合 新型コロナの影響により

置として本人申告の所得 失や売上減少などにより 収入が相当程度まで下 った場合は、 に収入源となる業務の 新型コロナの影響に 2020年2月以 臨時特例措 が 喪

です。 機構ホームページを確認 してください。(https:// 詳しくは日本年

30

www.nenkin.

見込額を用いた簡易な手 険料免除の手続きが可 認できる運転免許証などが 国民年金保 事 務 能 所

代理者のときは、

24~29

介護保険制度

8月から食費・居住費等の自己負担額が変わります

介護保険制度では、施設サービスや短期入所 サービスを利用する際、食費・居住費(滞在費) の費用は自己負担となっています。このうち、 世帯の全員が市民税非課税等に該当する要介護 等認定者は、負担限度額認定申請により負担す る金額が軽減されます。この仕組みの内容が変 更されます。

《問合せ》高年介護課☎24-2401

変 更 点 1 利用者負担段階第3段階が、①と②に細 分化され、それぞれに収入等の金額が設 定されます。

変更点2

預貯金等の資産要件について、一律1,000 万円(夫婦は2,000万円)以下から、本人の 収入等に応じた金額に変更されます。

■7月31日まで(変更前)

利用者 負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者		
	世帯全員(世帯合計所得金額+年金収入額(非課税年 を分離している金を含む)が年額80万円以下 <u>2,000万円</u>)以下		
第3段階	配偶者を含む) 合計所得金額+年金収入額(非課税年 が市民税非課税 金を含む)が年額80万円超		

■8月1日から(変更後)

利用者 負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		預貯金等の合計が1,000万円(夫婦は 2,000万円)以下
第2段階	世帯全員(世帯	合計所得金額+年金収入額(非課税年 金を含む)が年額80万円以下	預貯金等の合計が650万円(夫婦は 1,650万円)以下
第3段階①	を分離している 配偶者を含む) が市民税非課税	合計所得金額+年金収入額(非課税年 金を含む)が年額80万円超120万円以下	1,550万円)以下
第3段階②		合計所得金額+年金収入額(非課税年 金を含む)が120万円超	預貯金等の合計が500万円(夫婦は 1,500万円)以下

変更点3

施設入所時と短期入所利 用時で食事の費用負担額 が変わります。(右表は、 一日あたりの負担限度額)

■7月31日まで(変更前)

利用者 負担段階	施設 短期入済 サービス サービ	
第1段階	300円	
第2段階	390円	
第3段階	650円	

■8月1日から(変更後)

利用者 負担段階	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	300円	300円
第2段階	390円	600円
第3段階①	650円	1,000円
第3段階②	1,360円	1,300円

高額介護サービス費の現役並み所得者の区分が変わります

同じ月に利用した介 **■7月利用分まで(変更前)**

利用者負担段階区分	世帯の上限額 (月額)
同じ世帯に課税所得 145万円以上の65歳 以上の人の収入が単 身の場合383万円以 上、2人以上の場合 520万円以上ある世 帯の方	44,400円

■8月利用分から(変更後)

利用者負担段階区分	世帯の上限額 (月額)
課税所得690万円以上	140,100円
課税所得380万円以上 690万円未満	93,000円
課税所得145万円以上 380万円未満	44,400円